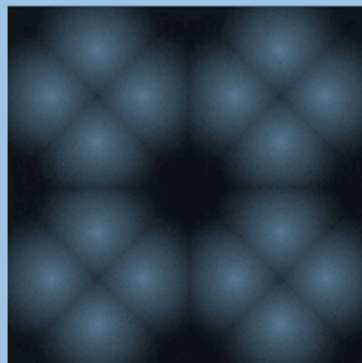


わかりやすい 遺族補償年金のしおり

令和7年度



人事院職員福祉局補償課

【新規受給者の方へ】

このしおりは、国家公務員災害補償法による遺族補償年金を受ける方に、知っておいていただきたい年金の基本的な仕組みや、年金を受ける方のために必要な手続きについて説明しておりますので、ご一読ください。

年金証書とともに保管いただきますよう、お願いいたします。

【継続受給者の方へ】

令和7年度に改定された主な給付は下記のとおりです。

- ✓年金たる補償に係る平均給与額に乗ずることとなるスライド率の改定
- ✓平均給与額の最低・最高限度額
- ✓奨学援護金の額

「IV届出・報告などが必要な場合とその手続」とあわせて、ご確認をお願いいたします。

<あなたの災害補償を担当する実施機関の連絡先です。>

実 施 機 関 の 担 当 部 署	
担 当 部 署 の 所 在 地	
担 当 部 署 の 連 絡 先	
担 当 者 氏 名	

※ 実施機関とは、公務上の災害(公務災害)又は通勤による災害(通勤災害)に対して、補償等の実施を行っている国の機関、行政執行法人及び日本郵政株式会社のことです。

目 次

I	遺族補償年金を受ける方に支給される給付の種類	1
II	年金の仕組み	4
1	遺族補償年金とは（支給事由）	4
2	遺族補償年金と遺族特別給付金の算定方法	6
3	遺族補償年金が調整される場合	10
4	年金の支払方法	10
	Q&A コーナー	11
	（不時の出費があるので、年金の前借りはできないでしょうか。）	
5	年金額の変更	12
6	年金を受けることができなくなる場合	14
7	年金とともに支払われる一時金 〔遺族特別支給金（一時金）と遺族特別援護金（一時金）〕	15
III	その他の給付等について	16
1	葬祭費用の援護を受けたい場合〔葬祭補償（一時金）〕	16
2	学費、保育費の援護を受けたい場合 〔奨学援護金〕	16
	〔就労保育援護金〕	18
3	年金の一部を前払いで受けたい場合〔遺族補償年金前払一時金〕	19
IV	届出・報告などが必要な場合とその手続	20
1	年金証書を紛失又は損傷した場合	20
2	氏名又は住所を変更した場合	20
3	厚生年金、国民年金等の受給関係に変更が生じた場合	20
4	第三者から損害賠償を受けた場合	21
5	遺族の状況に変動があった場合	22
6	定期報告	23
7	必要のなくなった年金証書の取扱い	23

V 不服申立て	24
---------------	----

[記入例]

・ 奨学援護金支給申請書	26
・ 就労保育援護金支給申請書	27
・ 遺族の現状報告書	28
・ 奨学援護金、就労保育援護金の支給に係る現状報告書	29

I 遺族補償年金を受ける方に支給される給付の種類(1)

(令和7年4月現在)

年金として支給される給付

遺族補償年金

年齢等の一定の要件を満たすご遺族の人数に応じ、1年につき平均給与額の153日～245日分の年金が支給されます。 [4ページ](#)

遺族特別給付金

災害発生前1年間に期末手当等の特別給を受けていた場合、1年につき以下の額の年金が支給されます。 [4ページ](#)

遺族補償年金の年額 × 特別給支給率(上限は20/100)

🔊 令和7年4月1日にスライド率及び最低・最高限度額が改定されました。該当する方は支給されている年金・特別給付金の額に変更があります。

[8,9ページ](#)

一時金として支給される給付

遺族特別支給金

ご遺族に対して弔慰金等として最高300万円が支給されます。

[15ページ](#)

遺族特別援護金

ご遺族の生活を援護するために、公務災害の場合は最高1,735万円、通勤災害の場合は最高1,045万円が支給されます。

[15ページ](#)

I 遺族補償年金を受ける方に支給される給付の種類(2)

一定の要件を満たす場合に支給される給付

葬祭補償

職員の死亡に伴いあなたが葬祭を主催した場合は、①又は②のいずれか高い方の額が支給されます。

16ページ

①315,000円 + (平均給与額 × 30日)

②平均給与額 × 60日



奨学援護金

亡くなった職員の子どもが在学する学校の学費を支払うことが難しいときは、在学者1人について、学校の種類に応じた金額が毎月支給されます。

16ページ

🔊 令和7年4月1日に以下の学校の金額が改定されました。

	〈改定前〉		〈改定後〉
小学校等	: 15,000円	→	16,000円
中学校等	: 20,000円	→	21,000円
高等学校等	: 19,000円	→	20,000円

(令和7年4月現在)

就労保育援護金

亡くなった職員の子どもを保育所等に預けて
その家族の方が働く場合で保育費用の援助が
必要とされるときは、保育児1人につき毎月
定額が支給されます。

18ページ



遺族補償年金前払一時金

年金の前払いを受けたい旨を一定期間内に
申し出た場合、平均給与額の1,000日分～
200日分の範囲内で選択する額が一時金で
支給されます。

19ページ



※それぞれの給付の詳細については次ページ以降をご覧ください。

II 年金の仕組み

1 遺族補償年金とは（支給事由）

遺族補償年金は、公務災害又は通勤災害によって職員が死亡した場合に、職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母等の**受給資格者**の中の最先順位者（**受給権者**）に支給されます（受給権者が2人以上いる場合には、遺族補償年金の年額を受給権者の人数で割って得られた額が、それぞれの受給権者に支給されます。）

また、災害発生前の1年間に、死亡した職員が期末手当等の特別給を受けていた場合には、遺族特別給付金が支給されます。

※受給資格者、受給権者、特例遺族

遺族補償年金の**受給資格者**とは、死亡した職員の遺族で次ページの表の①～⑩に該当する方をいいます。実際に遺族補償年金が支給される方は、この受給資格者のうちで最先順位となる方であり、この方を**受給権者**といいます。

なお、⑦～⑩に掲げる方（**特例遺族**と呼んでいます。）が受給権者となった場合には、その方が60歳に達する月までの間は遺族補償年金と遺族特別給付金の支給は停止されます。また、受給権者以外の特例遺族は、60歳に達する月までの間は年金額の算定の基礎となる受給資格者には含まれません。

遺族補償年金の受給資格者一覧表

順位	遺 族	要件（職員死亡時における遺族の状況）
①	妻	_____
	夫	60歳以上又は障害の状態にある方
②	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は障害の状態にある方
③	父 母	60歳以上又は障害の状態にある方
④	孫	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は障害の状態にある方
⑤	祖父母	60歳以上又は障害の状態にある方
⑥	兄弟姉妹	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上又は障害の状態にある方
⑦	夫	55歳以上60歳未満
⑧	父 母	55歳以上60歳未満
⑨	祖父母	55歳以上60歳未満
⑩	兄弟姉妹	55歳以上60歳未満

（注1） 上表のいずれの遺族の方についても、被災職員の死亡時において、その職員の収入によって生計を維持していたことが必要です。ここで、『生計を維持していた』とは、被災職員の給与によって生活をしていた場合のほか、被災職員の給与によって生計の一部を維持していた場合（例えば、共働き）もこれに当たります。

（注2） 『障害の状態にある方』とは、被災職員の死亡時から『軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害』以上の障害のある方をいいます（このしおりでは、以下『障害者』といいます。）。



2 遺族補償年金と遺族特別給付金の算定方法

遺族補償年金と遺族特別給付金（災害発生前の1年間に期末手当等の特別給を受けていた場合に支給されます。）の年額は、受給権者及び受給権者と生計を同一にしている受給資格者を合計した「遺族の人数」に応じて、それぞれ下表のとおりです。

● 遺族補償年金

遺族の人数(※1)	遺族補償年金の年額
1 人	平均給与額(※2) × 153日
55歳以上の妻又は 一定の障害の状態にある妻	平均給与額 × 175日
2 人	平均給与額 × 201日
3 人	平均給与額 × 223日
4 人以上	平均給与額 × 245日

● 遺族特別給付金

遺族の人数	遺族特別給付金の年額
1 人	平均給与額 × 153日 × 特別給支給率(※3)
55歳以上の妻又は 一定の障害の状態にある妻	平均給与額 × 175日 × 特別給支給率
2 人	平均給与額 × 201日 × 特別給支給率
3 人	平均給与額 × 223日 × 特別給支給率
4 人以上	平均給与額 × 245日 × 特別給支給率

遺族補償年金と遺族特別給付金の年額に100円未満の端数が生じたときは、50円未満の端数はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数についてはこれを100円に切り上げます。

※1. 遺族の人数とは

遺族補償年金は、受給権者本人と、受給権者と生計を同一にしている((注)参照)受給資格者とを合計した遺族の人数(年金の額の算定の基礎となる受給資格者)に応じて、支払われる年金の年額が定められています。年金の額の算定の基礎となる受給資格者は、5ページの表の①～⑩に該当する方(⑦～⑩に該当する方は、60歳に達した場合)をいいます。

(注)『生計を同一にしている』とは、受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしも受給権者と同居している必要はありません。

(例) 職員の死亡時において、職員の収入によって生計を維持していた遺族として、妻(45歳)、長男(12歳)、長女(10歳)の3人がいた場合で職員の死亡後も妻と子2人が生計を同一にしていたときには、妻が3人分(平均給与額の223日分)の年金を受けることとなります。

※2. 平均給与額とは

①計算方法

平均給与額とは、遺族補償年金等の給付額を算定する際に用いられる被災職員の1日当たりの給与額です。遺族補償は、被災職員の遺族の方が被災職員の死亡により被扶養利益を失ったことに対する補償であるため、被災職員の稼得能力を表す平均給与額を用いて、補償額を決定しています。

平均給与額は、原則として、

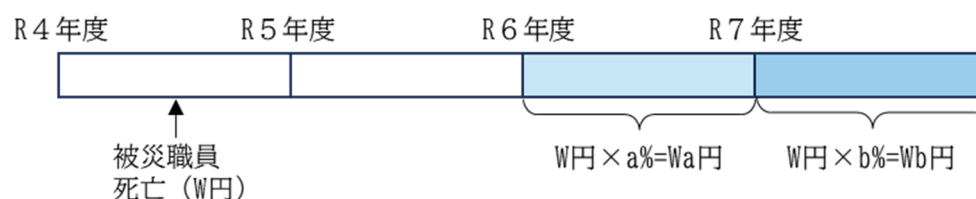
災害発生日前の3月間に支払われた総給与をその期間の総日数で割って求めます。

例えば、6月に被災した場合、被災した月の前3月間である3月、4月、5月分の給与を使って平均給与額を算定します。

3か月			災害発生日
3月	4月	5月	6月
$\frac{\text{3月分給与} + \text{4月分給与} + \text{5月分給与}}{\text{31日} + \text{30日} + \text{31日}} = \text{平均給与額}$			

②平均給与額のスライド

遺族補償年金と遺族特別給付金の年金額算定に当たっては、給付額の実質的価値を確保するため、被災職員が死亡した日の属する年度の翌々年度からは、①で算出した当初の平均給与額にスライド率を乗じて得た額を新たな平均給与額とします(スライド率は毎年4月に改定されます。)



II 年金の仕組み

(参考) 令和7年4月以降の年金たる補償の支給額算定に当たり、当初の平均給与額に乘じることとなるスライド率は、次のとおりです（毎年4月に改定されます。）。

年金の支給事由が生じた日	スライド率（単位％）
昭和60年6月30日以前	153 〔国の経営する企業に勤務していた方については、145〕
昭和60年7月1日から昭和61年3月31日まで	145
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	141
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	139
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	135
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	131
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	126
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	121
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	117
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	114
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	112
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	110
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	108
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	106
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	104
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	102
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	101
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	101
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	103
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	104
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	105
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	105
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	105
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	105
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	105
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	105
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	105
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	105
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	105
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	105
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	105
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	105
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	104
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	104
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	104
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	104
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	104
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	104
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	104
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	103

③最低・最高限度額

遺族補償年金と遺族特別給付金の年金額算定に用いられる平均給与額には、亡くなった被災職員の年齢に応じて最低・最高限度額が決められています。これにより、上記①又は②による平均給与額が、最低限度額より低いときには最低限度額を、最高限度額より高いときには最高限度額を年金額算定に当たって用いる平均給与額とします。この最低・最高限度額は、一般勤労者全体の年齢階層別の賃金実態等を考慮して定められており、毎年見直しを行っています。

(参考) 令和7年度の年金額算定に用いられる平均給与額の最低限度額と最高限度額は、次のとおりです(毎年4月に改定されます。)

災害にあった方の令和7年 4月1日における年齢(注)	最低限度額(円)	最高限度額(円)
20歳未満	5,499	13,975
20歳以上25歳未満	6,143	13,975
25歳以上30歳未満	6,703	15,237
30歳以上35歳未満	7,023	18,016
35歳以上40歳未満	7,326	20,864
40歳以上45歳未満	7,576	22,564
45歳以上50歳未満	7,766	23,666
50歳以上55歳未満	7,711	25,354
55歳以上60歳未満	7,348	26,187
60歳以上65歳未満	6,192	22,694
65歳以上70歳未満	4,200	17,484
70歳以上	4,200	13,975

(注) 「災害にあった方の令和7年4月1日における年齢」とは、災害発生時の年齢ではなく、被災職員の方が生存していると仮定した場合における、令和7年4月1日時点の年齢をいいます。

※3. 特別給支給率とは

特別給支給率とは、災害発生日前の1年間について、

$$\frac{\text{期末手当等の特別給}}{\text{平均給与額の算定の基礎となる給与の総額}}$$

で求められる比率をいいます。特別給支給率の上限は20/100となっており、常勤職員の場合は、上限率が適用されます。

3 遺族補償年金が調整される場合

被災職員の死亡により、遺族補償年金と下表の左欄にある年金を同時に受けることとなった場合、下表の右欄に示す調整率により遺族補償年金の額は減額されます。この場合、6 ページに示した遺族補償年金の年額に調整率を乗じて得た額を 100 円単位で端数処理した額が、調整後の遺族補償年金として支払われることとなります。

ただし、**遺族特別給付金は減額されません。**

なお、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法等に基づいて支給される遺族共済年金を受給している場合など、**共済側で調整が行われるときは、遺族補償年金は減額されません。**

受 け て い る 年 金	調 整 率
厚生年金保険の遺族厚生年金と 国民年金の遺族基礎年金	0.80
厚生年金保険の遺族厚生年金	0.84
国民年金の遺族基礎年金 (共済側で調整される場合を除く。) 又は寡婦年金	0.88
旧船員保険の遺族年金	0.80
旧厚生年金保険の遺族年金	0.80
旧国民年金の母子年金、準母子年金、遺児年金 または寡婦年金	0.90

(注) 国家公務員災害補償法第 20 条の 2 に規定する特別公務災害の場合等は別の調整率が適用されます。

4 年金の支払方法

遺族補償年金と遺族特別給付金は、被災職員の方が亡くなった月の翌月分から支給されますが、受給権者に対して実際に年金が支払われる時期は、

毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回

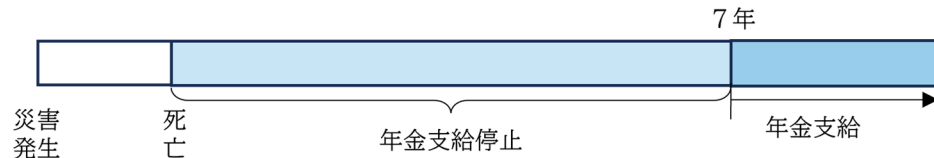
となっています。各支払期月においては、それぞれその前月までの2か月分の年金が支払われます。例えば、12月には年金の年額のうち10月、11月の2か月分（年金年額の6分の1で1円未満の端数は切り捨てます。）が支払われることとなります。

なお、年金を支給する原因となった職員の死亡が第三者加害による交通事故等の場合で、加害者から逸失利益として遺族補償年金の支給よりも先に損害賠償を受け

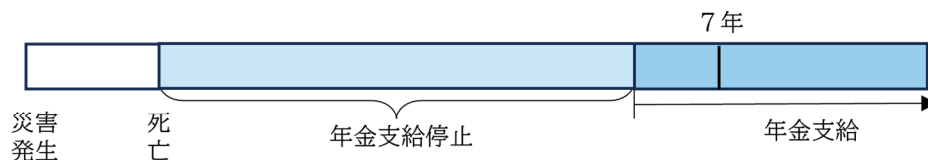
たときは、遺族補償年金の支給が一定期間停止されます(遺族特別給付金の支給は停止されません。)

<例>

- 受領済の損害賠償額が災害発生後7年以内に支給される遺族補償年金の額より大きい場合



- 受領済の損害賠償額が災害発生後7年以内に支給される遺族補償年金の額より小さい場合



(注) 上記例における「7年」とあるのは、災害発生が平成25年3月31日以前の場合には、「3年」となります。

Q&A コーナー

- Q. 不時の出費があるので、年金の前借りはできないでしょうか。
- A. 年金支給開始前又は年金の支給決定通知を受けてから1年以内であれば、実施機関へ申し出ることにより、平均給与額の1,000日分～200日分に相当する額の年金の前払いを受けることができます。ただし、その申出は1回に限られており、前払いを受けた後は、その前払いを受けた額に応じた期間、遺族補償年金の支給が停止されます(19ページ参照)。
- なお、年金を受ける権利を借金の担保に供することは、認められておらず、年金の受給権を他人に譲り渡すことも法律で禁止されています。

5 年金額の変更

次の1.～3.にあてはまる場合には、年金額が変更されます。

1. 遺族の状況に変動があったため、年金額が増額される場合

次の①～⑤にあてはまることとなった場合には、変動があった月の翌月から遺族補償年金と遺族特別給付金の額が増額されます。

なお、①、③、⑤に該当するに至った場合については、所定の届出(22ページ参照)を行う必要があります。

- ①職員が亡くなった時に胎児であった子が出生した場合
- ②受給資格者が妻のみの場合であって、その妻の年齢が55歳に達した場合
- ③受給資格者が55歳未満の妻のみの場合で、その妻が55歳に達するまでに障害者(5ページ、注2参照)となった場合
- ④特例遺族(4ページ参照)である受給資格者が60歳に達した場合
- ⑤受給権者と生計を同一にしていなかった受給資格者が、受給権者と生計を同一にするようになった場合

2. 遺族の状況に変動があったため、年金額が減額される場合

次の①又は②にあてはまることとなった場合には、変動があった月の翌月から遺族補償年金と遺族特別給付金の額が減額されます。

この場合、①のオを除き、所定の届出(22ページ参照)が必要です。

- ①年金の額の算定基礎となる受給資格者が次のア～キにあてはまる場合
 - ア 亡くなった場合
 - イ 婚姻(婚姻届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(養子縁組届を出していないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含みます。)となった場合
 - エ 離縁によって、亡くなった職員との親族関係が終了した場合
 - オ 職員の子、孫又は兄弟姉妹である受給資格者が、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したとき(受給資格者が職員の亡くなった時から引き続き障害者である場合を除きます。)
 - カ 障害者であることにより受給資格者となっている方が障害者でなくなった場合
 - キ 受給権者と生計を同一にしなくなった場合

- ②受給資格者が55歳未満の障害者である妻のみの場合で、その妻が障害者でなくなった場合

3. 平均給与額が改定された場合(7ページ参照)

①国家公務員の給与の変動に伴う改定(スライド)

職員が死亡した日の属する年度の翌々年度以降については、初めに決められた平均給与額に前年度の一般職の国家公務員の給与水準の変動に応じて**毎年4月に改定**されるスライド率を乗じて得た額が新たな年金額の算定に用いる平均給与額となります。これにより遺族補償年金と遺族特別給付金の年金額の再計算が行われます(**令和7年4月以降適用のスライド率は8ページ参照**)。

②最低・最高限度額の変更に伴う改定

年金額の算定に用いる平均給与額は、一般勤労者全体の年齢階層別の賃金実態等を考慮して定められている年齢階層ごとに設けた**最低・最高限度額(毎年4月に改定)**によって修正されることがあります(**令和7年度適用の最低・最高限度額は9ページを参照**)。



6 年金を受けることができなくなる場合

受給権者が次の①～⑥にあてはまることとなった場合には、遺族補償年金と遺族特別給付金を受ける権利を失います。これらの年金の支払いは、**権利を失った月の分までで終了**します。(下記(注)参照)。

この場合、遺族補償年金を受ける権利を喪失した方又はその方の遺族は、当該喪失の事実を明らかにする資料を実施機関に提出してください。

- ①亡くなった場合
- ②婚姻(婚姻届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をした場合
- ③直系血族又は直系姻族以外の者の養子(養子縁組届を出していないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含みます。)となった場合
- ④離縁によって、亡くなった職員との親族関係が終了した場合
- ⑤職員の子、孫又は兄弟姉妹である受給権者が、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したとき(受給権者が職員の亡くなった時から引き続き障害者である場合を除きます。)
- ⑥障害者であることにより受給権者となっている方が障害者でなくなった場合

(注) 受給権者が権利を失った場合には、同順位の受給権者がいればその方が引き続き年金を受給します。同順位の方がいなければ、次の順位の受給資格者が新たに受給権者となり、遺族補償年金と遺族特別給付金を受けることとなります(受給資格者の順位等は、5ページの表参照)。

権利を失った受給権者の他に受給資格者がいない場合で、既に支給された遺族補償年金の合計額が平均給与額の1,000日分の額に満たない場合には、その差額が遺族補償一時金として支給されます。また、同様の方法により遺族特別給付金も支給されます。

7 遺族特別支給金（一時金）と遺族特別援護金（一時金）

遺族補償年金の受給権者には、災害の種類に応じて、それぞれ次の額が一時金として支給されます。ただし、受給権者が2人以上いる場合には、受給権者の人数で割った額がそれぞれに支給されます。

なお、当初の受給権者が前ページに示した事由に該当し、遺族補償年金を受給することができなくなった後に、他の受給資格者が遺族補償年金を受給することとなった場合には、遺族特別支給金と遺族特別援護金は支給されません。

（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の場合の金額）

災害の種類	遺族特別支給金	遺族特別援護金
公務災害による死亡	300万円	1,735万円
通勤災害による死亡	300万円	1,045万円



Ⅲ その他の給付等について

年金以外に、次のような給付があります（金額は令和7年4月現在）。

1 葬祭補償（一時金）

亡くなった職員の方の遺族等であり、社会通念上葬祭を行うと認められる方（現実に葬祭を行った方がいるときは、その方）に対し、次の①又は②のいずれか高い方の額が葬祭補償として一時金で支給されます。

①315,000 円 ＋ （平均給与額 × 30 日）

②平均給与額 × 60 日

（注）この平均給与額には、**最低・最高限度額（9 ページ参照）**の適用はありません。

2-1 奨学援護金

①支給要件

遺族補償年金の受給権者が、下記の支給要件のア及びイの両方に該当する場合には、奨学援護金が支給されます。

ア 受給権者又は受給権者と生計を同一にしている亡くなった被災職員の子が

②の表の左の欄に掲げる学校に在学している場合

イ 学資等の支払いが困難である場合

（注）平均給与額が16,000 円以下となったことのない方には、奨学援護金は支給されません。

②支給額

支給額は、在学している学校の種類に応じ、在学者1人につき下表のように月額で定められています。

学校の種類	奨学援護金の月額
小 学 校 等	16,000円
中 学 校 等	21,000円
高 等 学 校 等	20,000円
大 学 等	39,000円

（注1） 大学院、専修学校、公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校等に在学している場合にも、支給されます。

（注2） 令和4年4月1日以降は、国又は地方公共団体等が設置している施設（海上技術学校等）も支給対象となりました。詳細については、実施機関までお問い合わせください。

支払時期は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回で、それぞれその前月までの2か月分が支払われます。

③手 続

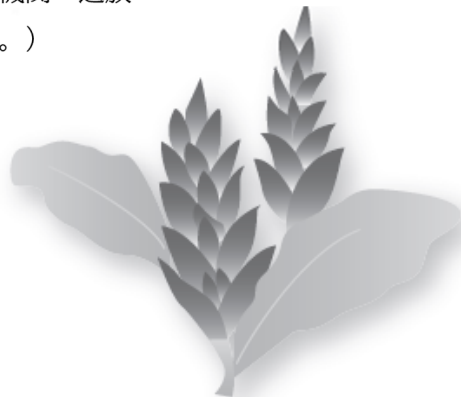


（注） ア 在学証明書（公共職業能力開発施設等に在籍する場合は、在校証明書）

イ 生計同一関係を証明できる書類（住民票等）

☆：遺族→実施機関 ※：実施機関→遺族

（記入例は巻末に添付しています。）



2-2 就労保育援護金

①支給要件

遺族補償年金の受給権者が、下記の支給要件のア及びイの両方に該当する場合には、就労保育援護金が支給されます。

ア 未就学の子(亡くなった被災職員の子に限ります。)と生計を同一にしている受給権者又は受給権者である未就学の児童と生計を同じくしている方が就労するため、その子又はその児童を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園や私設の託児施設等に預ける場合

イ 保育に係る費用を援護する必要があると認められる場合

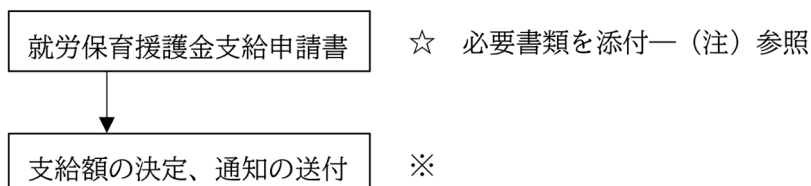
(注) 平均給与額が16,000円以下となったことのない方には、就労保育援護金は支給されません。

②支給額

預けている子1人につき月額**8,000円**です。

支払時期は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回で、それぞれその前月までの2か月分が支払われます。

③手続



(注) ア 就労していることを証明できる書類(組合員証等)

イ 保育所等に預け、預けられていることを証明できる書類

ウ 生計同一関係を証明できる書類(住民票等)

☆: 遺族→実施機関 ※: 実施機関→遺族

(記入例は巻末に添付しています。)

3 遺族補償年金前払一時金

①遺族補償年金前払一時金とは

遺族補償年金の受給権者は、補償の実施機関に対して、年金の支給に代わる前払金として、遺族補償年金前払一時金の支給を申請することができます。

②申出が可能な方とは

遺族補償年金前払一時金の支給の申出は、原則として年金の最初の支払いに先立って行われなければなりません。既に年金の支払いを受けた後であっても、**遺族補償年金の支給決定に関する通知のあった日の翌日から1年以内**であれば、申し出ることができます。ただし、支給の申出は一つの災害について1回に限られています。

なお、受給権者が特例遺族で、年金の支給が停止されている場合であっても、遺族補償年金前払一時金の支給の申出を行うことができます。

③支給額

遺族補償年金前払一時金として支給される額は、平均給与額の1,000日分、800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうちから、受給権者が選択した額です。

この遺族補償年金前払一時金の支給を受けた場合は、支給されるべき遺族補償年金の合計額が、この前払一時金の額に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止されます(遺族特別給付金の支給は停止されません)。



IV 届出・報告などが必要な場合とその手続

年金を正しく受け取るためには、いろいろな手続が必要です。次の1～6に当てはまる場合には、実施機関へ問い合わせるなどして、速やかに手続を行ってください。

1 年金証書を紛失又は損傷した場合

年金証書は、年金を受けるための大切な証明書です。

年金証書を紛失したり、著しく損傷したときは、速やかに実施機関へ再交付の請求をしてください。

2 氏名又は住所を変更した場合

受給権者が氏名や住所を変更した場合には、それぞれ必要な書類を添えて速やかに実施機関へ届け出てください。

届出をする場合	添付すべき書類
氏名を変更した場合	戸籍謄本（又は戸籍抄本）
住所を変更した場合	住民票

3 厚生年金、国民年金等の受給関係に変更を生じた場合

被災職員の方が亡くなったことにより、受給権者が次の①～⑥に掲げる年金を受ける場合には、遺族補償年金の額が減額調整されます（共済側で調整される場合を除きます。）。

- ①厚生年金保険の遺族厚生年金と国民年金の遺族基礎年金
- ②厚生年金保険の遺族厚生年金
- ③国民年金の遺族基礎年金又は寡婦年金
- ④旧船員保険の遺族年金

⑤旧厚生年金保険の遺族年金

⑥旧国民年金の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

これらの年金の受給関係について変更があったときは、それぞれ下表に定める届出事項を記載した書面により、速やかに実施機関へ届出を行ってください。

厚生年金・国民年金等の受給関係に変更があった場合、書面での届出が必要な事項

受給関係の変更	書面での届出事項
新たに年金が支給されることとなった場合	支給されることとなった年金の ・名称 ・年額 ・支給開始年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 (又は所轄市町村名)
現に受けている年金の額が改定されることとなった場合	額が改定された年金の ・名称 ・改定後の年額 ・改定された年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 (又は所轄市町村名)
現に受けている年金が支給されなくなった場合	支給されなくなった年金の ・名称 ・支給されなくなった年月 ・年金証書の記号と番号 ・所轄年金事務所の名称 (又は所轄市町村名)

4 第三者から損害賠償を受けた場合

災害が交通事故等のように第三者の加害行為によって生じた場合で、遺族の方がその第三者から損害賠償を受けたときには、次の事項を記載した書面により速やかに実施機関へ届け出てください。

- ①加害者の氏名、住所及び職業
- ②損害賠償を受けた年月日
- ③損害賠償の額及びその内訳

5 遺族の状況に変動があった場合

次のような場合には、支給額の変更や支給を終了する必要がありますので、速やかに実施機関に届出を行ってください。届出は遺族の状況の変動内容及び変動があった理由を記した文書に、それぞれ下表に示す書類を添えて行ってください。

なお、届出の様式等不明な点は、担当の実施機関にご照会ください。

届出をしなければならない場合	添付すべき書類
①職員の死亡時に胎児であった子が出生した場合	戸籍謄本(又は戸籍抄本)
②受給資格者が死亡した場合	医師の死亡診断書
③受給資格者が婚姻又は離縁した場合	戸籍謄本(又は戸籍抄本)
④受給資格者が直系血族又は直系姻族以外の者の養子となった場合	戸籍謄本(又は戸籍抄本)
⑤受給権者と生計を同一にしていなかった受給資格者が、受給権者と生計を同一にようになった場合又は受給権者と生計を同一にしていた受給資格者が、受給権者と生計を同一にしなくなった場合	受給権者と生計を同一にしていること又は同一にしていないことを証明する書類(住民票等)
⑥受給資格者が55歳未満の妻のみの場合であって、その妻が55歳に達するまでに障害者となった場合又は障害者でなくなった場合	医師の診断書
⑦障害者であることにより受給資格者となっている方が障害者でなくなった場合	医師の診断書
⑧奨学援護金の対象となる方が進学した場合	在学証明書等(義務教育を受けている間は必要ありません。)と受給権者と生計を同じくしていることを証明する書類(既に実施機関に提出している場合については、必要ありません。)
⑨奨学援護金の対象となる方が、留年・停学・退学した場合	
⑩就労保育援護金の対象となる方を保育所等に預けなくなった場合	

- (注1) 年金の支給を受ける権利を有する方(受給権者)と生計を同一にしていた受給資格者(5ページ参照)が①～⑦に該当することとなった場合には、年金の額が変更されます。
- (注2) 受給権者が②～④、⑦に該当することとなった場合には、遺族補償年金と遺族特別給付金を受けることができなくなります。
- (注3) ⑧～⑩に該当することとなった場合には、奨学援護金又は就労保育援護金の額が変更されたり、支給が行われなくなることがあります。

6 定期報告

遺族の状況等については、毎年定期的に報告を行うこととされています。この報告の用紙は、報告期日の前に実施機関から送付されます。

なお、この報告が行われない場合には、**遺族補償年金等の支払が差し止められることがあります**ので、注意してください。

- (1) 遺族補償年金を受けている方は、**毎年1回、2月1日から2月末日までの間に**、遺族の現状について実施機関に報告してください。

(記入例は巻末に添付しています。)

- (2) 奨学援護金又は就労保育援護金を受けている方は、**毎年1回、4月1日から4月末日までの間に**、支給対象となる在学者又は保育児の現状等について実施機関に報告してください。

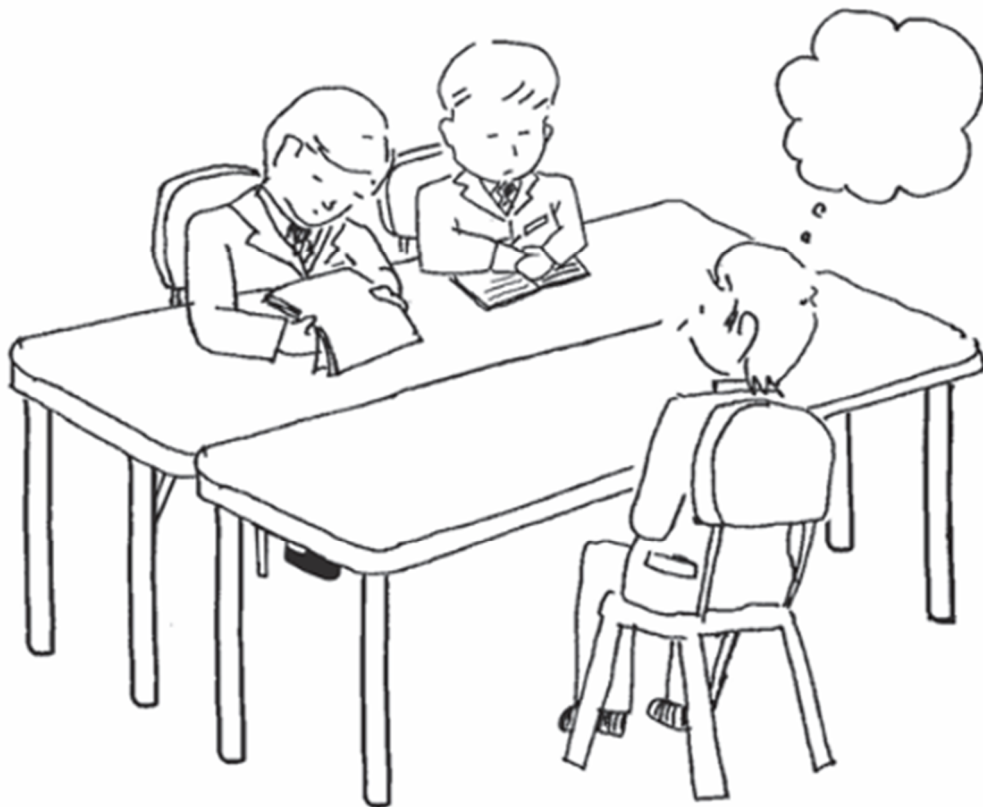
(記入例は巻末に添付しています。)

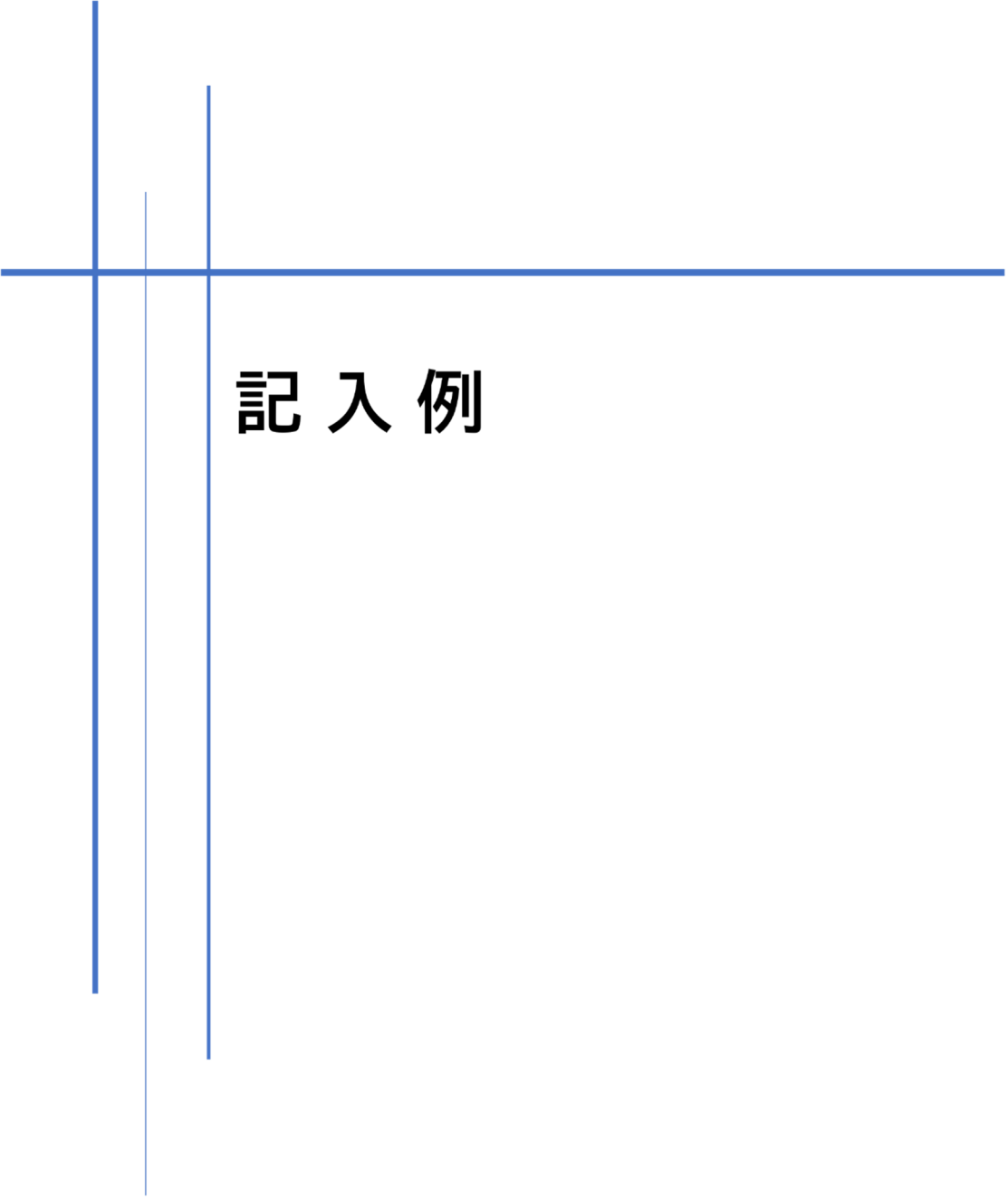
7 必要のなくなった年金証書の取扱い

実施機関から年金証書の再交付を受けた場合の古い年金証書や、死亡等により年金の受給権を喪失し、必要のなくなった年金証書については、令和4年4月1日以降、実施機関に返納する必要がなくなりましたので、廃棄してください。

V 不服申立て

実施機関が行う公務災害又は通勤災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施等について不服のある方は、人事院に審査を申し立てることができます。





記入例

奨学援護金支給申請書

(実施機関の長の官職氏名) ○ ○ ○ ○ 大臣 × × × × 殿 -----		令和 7 年 1 月 6 日申請	
奨学援護金の支給を受けたいので申請します。 申請者の住所 三鷹市〇〇1-2-3 ----- 氏 名 補 償 花 子 ----- 被災職員との続柄 妻			
1 被災職員に関する事項	(所属部局) ××局〇〇課	(負傷又は発病年月日) 令和 6 年 5 月 1 2 日	
	(氏 名) 補 償 太 郎	(傷病等級該当、治癒又は死亡の年月日)	
	(官 職) ☒ 常 勤 () ☐ 非常勤	令和 6 年 5 月 1 2 日	
2 (申請者の受けている補償の種類) ☐ 傷病補償年金 ☐ 障害補償年金 (障害等級 第 級) ☒ 遺族補償年金		3 (年金証書の番号) 第 〇×△ 号	
4 在学者等に関する事項			
氏 名	補 償 月 子	補 償 太 陽	
生 年 月 日	H 2 3 年 7 月 7 日生	H 2 6 年 4 月 1 5 日生	年 月 日生
住 所	三鷹市〇〇1-2-3	三鷹市〇〇1-2-3	
申請者との続柄	子	子	
学 校 等 の 名 称	〇〇中学校	〇〇小学校	
学 校 等 の 所 在 地	三鷹市□□1-1	三鷹市△△1-1	
学 年	第 1 学年	第 4 学年	第 学年
卒 業 等 予 定 年 月	R 9 年 3 月	R 9 年 3 月	年 月
申 請 月 額	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円	円
※実施機関の承認	☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認	☐ 承認 ☐ 不承認
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※決定金額 円	※通知 令和 年 月 日
			添付書類 4 枚

注 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

就労保育援護金支給申請書

(実施機関の長の官職氏名)		令和 7 年 1 月 6 日申請	
○ ○ ○ ○ 大臣 × × × × 殿			
就労保育援護金の支給を受けたいので申請します。			
		申請者の住所 三鷹市○○1-2-3	
		氏 名 補 償 花 子	
		被災職員との続柄 妻	

1 被災職員に関する事項	(所属部局) ××局○○課	(負傷又は発病年月日) 令和 6 年 5 月 1 2 日
	(氏 名) 補 償 太 郎	〔傷病等級該当、治癒又は死亡の〕 年月日
	(官 職) ☒ 常 勤 ☐ 非常勤	令和 6 年 5 月 1 2 日

2 (申請者の受けている補償の種類) ☐ 傷病補償年金 ☐ 障害補償年金 (障害等級 第 級) ☒ 遺族補償年金	3 (年金証書の番号) 第 ○×△ 号
---	----------------------------

4 就労している者に関する事項			
就労している者の氏名	補 償 花 子	生 年 月 日	昭和 5 8 年 3 月 3 日生
就労している者の住所	三鷹市○○1-2-3	申 請 者 と の 続 柄	本 人
就労している会社等の名称・所在地	○○ 株 式 会 社		

5 保育児に関する事項			
氏 名	補 償 星 子		
生 年 月 日	令和 2 年 4 月 3 日生 (4 歳)	年 月 日生 (歳)	年 月 日生 (歳)
住 所	三鷹市○○1-2-3		
申請者との続柄	子		
保育所等の名称	○○ 幼稚園		
保育所等の所在地	三鷹市○○1-3-3		
申 請 月 額	8, 0 0 0 円 円 円		
※実施機関の承認	☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 承認 ☐ 不承認		
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※決定金額 円	※通知 令和 年 月 日 添付書類 3 枚

注 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

国家公務員災害補償 遺族の現状報告書

令和 7 年 2 月 1 0 日

(実施機関の長の官職氏名)
 ○ ○ ○ ○ 大 臣
 × × × × 殿

下記のとおり遺族の現状を報告します。

報告者の年金証書の番号 第 ○×△ 号

住 所 三鷹市○○1-2-3

氏 名 補 償 花 子

1	死亡職員の氏名	補 償 太 郎 (死亡年月日 令和 6 年 5 月 1 2 日)				
2	氏 名	生 年 月 日	住 所	死 亡 職 員 と の 続 柄	障害の 有 無	報告者と生計を同 じくしているか
	遺族補 償年金 を受け ること ができ る遺族	補償 花子	昭和 58. 3. 3	三鷹市○○1-2-3	妻	有・ ☒ 無 本 人 いる・いない
	月子	平成 23. 7. 7	同上	子	有・ ☒ 無	☒ いる・いない
	太陽	平成 26. 4. 15	同上	子	有・ ☒ 無	☒ いる・いない
	星子	令和 2. 4. 3	同上	子	有・ ☒ 無	☒ いる・いない
					有・無	いる・いない
					有・無	いる・いない
					有・無	いる・いない
3	年 金 の 種 類	年 金 の 年 額	年 金 証 書 の 記 号 番 号	支 給 開 始 年 月	所 轄 年 金 事 務 所 等	
	公的年 金の受 給関係					
4	添付する書類 その他の資料名					

奨学援護金 就労保育援護金 の支給に係る現状報告書

(実施機関の長の官職氏名)		令和 7 年 4 月 1 4 日	
〇〇〇〇大臣 ×× ×× 殿			
下記のとおりに奨学援護金 就労保育援護金の支給に係る現状を報告します。			
報告者の住所		三鷹市〇〇1-2-3	
氏 名		補 償 花 子	
被災職員との続柄		妻	
1 報告者の受けている補償の種類 ☐ 傷病補償年金 ☐ 障害補償年金 (障害等級 第 級) ☒ 遺族補償年金		2 年金証書の番号 第 〇×△ 号	
3 在学者等 保育児に関する事項 (※欄は、奨学援護金に係る在学者等について 記入すること。) ※欄は、就労保育援護金に係る保育児について			
氏 名	補 償 月 子	補 償 太 陽	補 償 星 子
生 年 月 日	平成 23年 7 月 7 日生 (13歳)	平成 26年 4 月 15日生 (10歳)	令和 2年 4 月 3 日生 (5歳)
住 所	三鷹市〇〇1-2-3	三鷹市〇〇1-2-3	三鷹市△△1-2-3
報告者との続柄	子	子	子
学校等、保育所等の名称	〇〇中学校	〇〇小学校	〇〇幼稚園
学校等、保育所等の所在地	三鷹市□□1-1	三鷹市△△1-1	三鷹市〇〇1-3-3
* 奨学援護金に係る在学者等	入 学 等 年 月	令和 6 年 4 月	令和 3 年 4 月 年 月
	学 年	第 2 学年	第 5 学年 第 学年
	卒 業 等 予 定 年 月	令和 9 年 3 月	令和 9 年 3 月 令和 年 月
※ 就労保育援護金に係る保育児	小学校入学予定年月	令和 年 月	令和 年 月 令和 9 年 4 月
	就労している者との生計同一関係の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無 ☒ 有 ☐ 無
報告者との生計同一関係の有無		☒ 有 ☐ 無	☒ 有 ☐ 無
支 給 開 始 年 月	令和 6 年 6 月	令和 6 年 6 月	令和 6 年 6 月
支 給 事 由 消 滅 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
支 給 事 由 が 消 滅 し た 理 由	☐ 卒業、卒園等 ☐ 退学、退園等 ☐ 不就労 ☐ その他 (内容)	☐ 卒業、卒園等 ☐ 退学、退園等 ☐ 不就労 ☐ その他 (内容)	☐ 卒業、卒園等 ☐ 退学、退園等 ☐ 不就労 ☐ その他 (内容)
4 就労している者に関する事項 (就労保育援護金の支給に係る報告の場合に記入すること。)			
就労している者の氏名	補 償 花 子	生 年 月 日	昭和 58年 3 月 3 日生
就労している者の住所	三鷹市〇〇1-2-3	報告者との続柄	本 人
就労している会社等の名称・所在地	〇〇株式会社		
5 特記事項			
6 添付する書類 生計同一関係証明書、補償花子の就労証明書及び補償星子の在園証明書			

注1 該当する□にレ印を記入すること。

2 「5 特記事項」の欄には、在学者等、保育児又は就労している者に関し、最近1年間において、停学、休学、留年、転職等特記すべき事項がある場合に記入すること。

MEMO

このしおりについて疑問や不明な点がありましたら、実施機関の担当部署
又は人事院職員福祉局補償課（電話番号：03-3581-5311、内線：2582）に
お問い合わせください。

